

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 愛知県	6

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑳ 略

㉑ 三菱地所株式会社が、内神田一丁目地区において、神田エリアと大手町エリアの回遊性を強化するとともに、日本橋川沿いの水辺空間の創出や舟運の活性化、アグリ・フード分野のビジネス・産業支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙82～83のとおり決定する。【令和4年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（内神田一丁目地区） 別紙82

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画内神田南部地区地区計画 別紙83

㉒ 住友不動産株式会社が、東池袋一丁目地区において、国際アート・カルチャー都市池袋の魅力を高める文化・芸術の情報発信機能や、池袋のまちの回遊性向上に資する歩行者空間等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙84～86のとおり決定する。【令和4年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（東池袋一丁目地区） 別紙84

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画東池袋一丁目地区地区計画 別紙85
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙86

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～④ 略

⑤ アメリカンクリニック東京（東京都港区）：アメリカ人1名【令和2年12月より実施】

(27) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 千葉市全域【直ちに実施】

② 成田市全域【直ちに実施】

関西圏国家戦略特別区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(19) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業）

以下に掲げる地域において、保育の需要に応ずるため、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う。

① 大阪府堺市【令和2年度より実施】

② 兵庫県西宮市【令和3年度より実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

①～⑮ 略

⑯ ^{ツグタウン}tugu.town 黒崎実行委員会

・黒崎10号線、熊手5号線(カムズ通り：別紙17)

⑰～⑱ 略

※既に認定を受けている、⑯^{ツグタウン}tugu.town 黒崎実行委員会の黒崎10号線、熊手5号線(カムズ通り)の適用区域拡大であるため、区域計画本文の変更は無く、別紙17のみ変更。

(2)～(15) 略

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

福岡市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和2年9月より実施予定】

(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

- ① 知識創造型産業
- ② 健康・医療・福祉関連産業
- ③ 環境・エネルギー関連産業
- ④ グローバルビジネス
- ⑤ 物流関連業
- ⑥ 都市型工業
- ⑦ 本社機能

愛知県国家戦略特別区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(16) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 愛知県全域【直ちに実施】